医療法人 仁医会　あいちリハビリテーション病院

医療安全管理指針

1. 医療安全に関する基本的な考え方

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意等が、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。

さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。本指針はこのような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。本院においては病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくものとし全職員の積極的な取取り組みを要請する。

2. 安全管理のための委員会その他当院の組織に関する基本事項

本院内における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するために、医療安全管理委員会を設置する。医療安全管理委員会の構成は、以下のとおりとする。

医療安全管理委員会 構成員（1/2）		医療安全管理委員会 構成員（2/2）	
①	病院長	⑦	地域連携課 社会福祉士
②	医療安全管理委員長	⑧	医事課長
③	リハケア部部長	⑨	放射線技師
④	事務長	⑩	薬剤師
⑤	リハケア部課長	⑪	訪問部職員
⑥	フードサービス課長		

3. 安全管理のために職員研修に関する基本方針

(1) 医療安全管理委員会は、予め作成した研修計画にしたがい、1年に2回程度、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的に実施する。

(2) 研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本院全体の医療安全を向上させることを目的とする。

(3) 職員は、研修が実施される際には、極力、受講するよう努めなくてはならない。

(4) 病院長は、本院内で重大事故が発生した後など、必要があると認めるときは、臨時に研修を行うものとする。

(5) 医療安全管理委員会は、研修を実施したときは、その概要（開催日時、出席者、研修項目）を記録し、2年間保管する。

4. 事故報告等の医療安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

インシデント等は迅速な報告を求めるが、医療安全を確保するためのシステムの改善や教育・研修の資料とすることのみを目的としており、報告者はその報告によって何ら不利益を受けないことを確認する。医療安全管理委員会は、報告された事例を検討し、医療の安全管理上有益と思われるものについて、再発防止の観点から、本院の組織としての改善に必要な防止対策を作成するものとする。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、可能な限り、まず、本院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。また、本院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資材・人材を提供する。

(2) 目的を達成するため、事故の状況、患者の現在の状態等を、上席者を通じてあるいは直接に病院長等へ迅速かつ正確に報告する。

(3) 病院長は、必要に応じて委員長に医療安全管理委員会を緊急招集・開催させ、対応を検討させることができる。

(4) 報告を行った職員は、その事実および報告の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する。

(5) 事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。患者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明する。

(6) 説明を行った職員は, その事実および説明の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する。

6. 患者様等に対する指針の回覧に関する基本方針

院内掲示等を行い、閲覧の推進に努める。

7. 患者および家族等からの相談に関する基本方針

相談窓口の設置を行い、担当者と連携して、患者および家族等からの相談に応じていく。

8. その他医療安全推進に必要な基本方針

(1) 医療事故の発生予防及び再発予防を目的とした「医療安全マニュアル」の共有を行い医療の安全性の向上を行う。

(2) 本指針は医療安全対策委員会で策定し、随時見直しを行うこととする。

医療法人 仁医会
あいちリハビリテーション病院
AICHI REHABILITATION HOSPITAL